

FPICのファミリー相談室におけるADR調停の実際

—家庭裁判所の家事調停の進め方とどう違うのか—

FPICは、民間紛争解決手続の業務の認証許可を受けて、平成21年4月20日から東京及び大阪のファミリー相談室で、離婚協議に関する紛争又は離婚後の子の監護に関する紛争の調停を行っています（本誌特別号—2011・8.25発行—参照）。今回は、大阪ファミリー相談室でADR調停を担当している武政司郎会員に、ADR調停の実際や家庭裁判所の家事調停の進め方との違いなどについて紹介してもらいました。

わが国では、夫婦関係紛争の88%が協議離婚で終わります。10%くらいが調停離婚で、裁判離婚や和解離婚も若干あります。最も多い協議離婚や調停離婚には、制度的にも改善しなければならない課題が山積しています。

本年5月下旬、民法の一部改正等の法案が国会で可決成立しました。「離婚する時に面会や交流、養育費の支払について取り決めること」と協議推進が明文化されましたが、義務づけはされていません。やっと一歩踏み出したに過ぎない感もあり、離婚を取り巻く諸問題の改善は、他の先進国に比べるとまだまだ遅れをとっています。

私は現在ADR調停の調停人の一人です。かつては家庭裁判所の調停委員もしていました。その体験に基づいて、調停の在り方や調停の効果性について対比的に検討します。協議離婚や調停離婚の在り方に、新しい風を送り込もうとしているのが民間離婚協議等調停（ADR）です。ADR調停は、これまでの協議離婚や調停離婚等と何が異なるのでしょうか。

協議離婚というと、夫婦がよく話し合いをして円満に離婚するというイメージがあるのですが、内実はそうではありません。子どもの親権者をどちらの親にするかを決めるだけで、養育費や離婚後の別居親と子どもの面会交流などについては、ほとんど話し合われなかったのが実態で、離婚後の子どものことは軽視されていました。その結果が、離婚後養育費を受け取っている監護親は、五分の一にも満たないという数字にも表れています。協議離婚の場合には面会交流もあまり行われていません。

調停離婚では、当事者双方が調停の場で同席して話し合うことはほとんどありません。調停委員が個別に当事者の主張を聞き、それをもう一方の当事者に伝えるという間接的な情報伝達方式で当事者双方の主張を確認し、調停案が示され、妥協点を探る手段が講じられてきました。

養育費や面会交流等、子の監護に関する事柄については、夫婦が直接話し合っただけで具体的に決めることが必

要ではないかという声は以前からあります。それに応えようとするのが夫婦同席によるADR調停です。

家裁で行っている夫婦関係調整の家事調停については多くの方がご存知ですが、ADR調停についてはまだあまり知られていません。

家裁の調停は月に1回くらいのペースで進められますから、夫婦関係調整（大半は離婚）事件でも、調停が終わるまでに半年以上かかることがあります。ADR調停は、当事者の要望があれば、土・日曜日や祝日にも行いますし、夜間にも行います。調停回数は5回以内、3か月以内で終了することを目指しています。

アメリカではADR調停の長い歴史があります。年間何万件ものADR調停が行われていますし、裁判所から付託（リファー）されることもあります。わが国の状況は全く異なります。

大阪ファミリー相談室で扱うケースは、夫婦関係調整や面会交流など子の監護に関するケースに限られています。調停人は、当事者双方の話し合いの深まりをサポートする役割を担っています。不成立でもよい、結果の首尾よりは当事者が話し合うプロセスに意味があると思っています。結果的には、同席を拒む元妻の不応諾のケースを除くと、不成立になることは少なく、ほとんどのケースが短時間で解決しています。

私たちファミリー相談室でのADR調停の特徴は、全て同席調停で行うことです。アメリカでは、深刻なDV事件を除いて、調停はほとんど同席調停で行われていますが、わが国はそうではなく、家裁では、当事者双方からの主張を別々に聞く個別調停（別席調停）が今でも主流になっています。

別席調停では、当事者双方のコミュニケーションはないのですが、そのことが調停の根幹的な問題だという認識はあまりなかったのです。このような調停構造ができあがった背景は、わが国の司法の伝統と無縁ではありません。

当事者自身が主体的に直面する問題の解決を目指すのではなく、調停委員会が問題の解決について指導的、主導的役割を果たそうとしてきたためでしょう。この

ような姿勢をパターンリズムと呼びます。かつて医療の世界でも医師が主導的に治療方針を決めるパターンリズムの傾向が強かったのですが、患者の主体性尊重の立場から、そういう傾向は払拭されつつあります。

わが国の司法制度の中では、調停の在り方を、コミュニケーション理論等の視点から再検討するといった発想は全くなかったのです。それも司法の世界の保守的体質、権威主義的体質を物語るものでしょう。

別席調停で起きがちな問題のひとつは、情報伝達の歪みです。一方の当事者から得た情報（主張）を調停委員が取捨選択して、もう一方の当事者に伝えます。この際歪みが生じます。どんな有能な調停委員でも、情報を客観的に正確に伝達することは困難でしょう。微妙なニュアンスも伝えにくいでしょう。情報の受け手である当事者の認知の歪みも生じます。意識的、無意識的に客観的ではない情報操作も起きがちです。

離婚問題に直面した妻の心境は深刻です。婚姻中の夫の仕打ちを恨み、身も心もずたずたに切り裂かれ、同席の場で話し合う気持ちにはとてなれませぬ。同席することに難色を示しながらも、清水の舞台から飛び降りる覚悟で同席調停に臨んでくれる元妻もいます。だが、一度同席してみると、同席への抵抗感は薄れていくようです。案ずるより生むが易しでしょうか。

別席調停積極論者には、同席調停を危険視する人が少なくありません。同席調停で夫婦が顔を合わすと、感情的対立に歯止めがかからなくなるのではないかと考えている人もいます。私は家裁の調停委員をしていたころ、同席調停を何度か体験できました。調停委員が困惑するような当事者の対立は起きたことはありません。私たち大阪ファミリー相談室での同席調停でも、そのような事態は一度も起きていません。当事者を同席させると、激昂し、感情的になって収拾がつかなくなるというのは、同席調停をしたことがない人たちが作り上げた神話ではないでしょうか。

同席調停を始める際には、調停人は、当事者双方に守ってもらう最小限のルールについて話します。相手が話しているときには遮ったりしないで、最後まで静かに聞く（傾聴する）ことを双方の当事者に守っていただきます。このことだけで調停の雰囲気は一変します。

テレビの政治討論会等を見ると、最後まで話を聞かないし、相手に話させないし、見苦しくも感じられるのですが、同席調停ではこのような事態は起きません。このような最初の約束事をほとんどの当事者が守ってくれます。相手の話に耳を傾けると、今まで気付かなかったことへの再発見も多くあります。

不思議なもので、別席調停の場では配偶者を罵倒し

ていた当事者が、同席調停になると一変して穏やかになります。別席調停の場では配偶者に高額な慰謝料を支払えと息巻いていた人が、配偶者が同席すると、今までの威勢は影を潜め、慰謝料を貰いたいなどとは一言も言わなくなったりします。

このような心の動きをもう少し追ってみます。相手が目の前にいると、言いにくいこともあります。現実感に立ち戻って物事への対処を考えるようになります。高額な慰謝料を要求するなどという行為は相手に対する嫌がらせだったりします。私は悪くない、悪いのはあなたですよという宣言でもあります。しかし、相手が目の前にいると、自分の落ち度や責任を見つめ直すようになり、相互関係に気づくようにもなります。面と向かって対峙したら相手に対する敵対心も鈍るようです。顔を突き合わせるとブレーキも利くし、怒りも後退します。別席調停だと、相手の非難に終始することが多いのですが、同席調停だとそのような動きは少しずつ変化していきます。このように、対面すると、相手のことや自分が置かれている状況などを全体的に捉え直し、地に足がついた現実認識ができるようになります。

現実認識が深まると、相手に対する理解や共感も生まれます。同席調停と別席調停の大きな違いは、共感性の有無だと思います。調停委員から相手方の主張を聞かされても共感生まれませぬ。別席調停は知的レベルの作業ですが、同じ土俵で相撲を取っている同席調停では、感情レベルでの交流が深まります。

ADR調停の席上、元夫が、今まで迷惑をかけて悪かったと元妻に謝罪すると、それを聞いた元妻は、自分も反省すべき点が多々あったと謝ったケースがありました。別席調停では、調停委員を介して夫の謝罪を聞いても、妻は、また泣き落としやスタンドプレーが始まったと、多分歯牙にもかけないでしょう。直接的な対話（対決）にはこのようなメリットもあります。

同席調停では、自分の主張を十分にベントする（吐き出す）機会がつけられます。そして、相手が最後まで聞いてくれるという状況性があります。ベントできると、当事者は最初に突きつけた要求にこだわらなくなり、調停はスムーズに進むようになります。

そして、もうひとつ。多くの人は、相手の話を傾聴すると、その話を中心に自分の感じたことや主張を述べるようになり、その話からまったく外れた主張はしなくなるということが非常に大事な点です。別席調停では双方の主張がまったく食い違い、平行線をたどることが多いのですが、それは、双方が顔を合わせないために修正作用が機能しなくなっていることに気付くべきだと思います。